

市の分譲地を紹介します

これまで市土地開発公社が販売していた住宅分譲地や工業団地などは、11月から市が分譲することになりました。土地の販売など、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ＝本庁財産運用課販売推進係（内線127）

第2桜屋敷ニュータウン



価格：596～1002万円（全52区画）
 最多価格帯：700万円台（19区画）

●所在地／水沢区字桜屋敷●用途区域／第一種低層住居専用地域、第一種住居地域●地目／宅地●建ぺい率／50％・60％●容積率／80％・200％●施設・整備／東北電力、CATV、都市ガス、上下水道完備、区画整理地内公園2カ所●交通／県交通「桜屋敷ニュータウン」バス停徒歩7分●学校／水沢南小学校まで1.5キロ・水沢南中学校まで1.3キロ

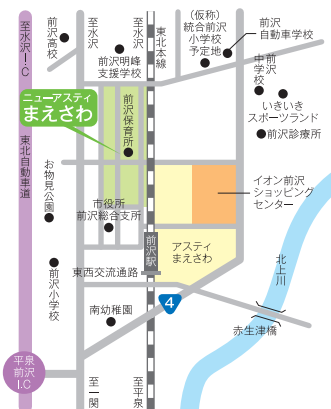
マイアネタウン



価格：497～2891万円（全246区画）
 最多価格帯：600万円台（130区画）

●所在地／水沢区上姉妹4～7丁目●用途区域／第一種中高層住居専用地域、準工業地域●地目／宅地●建ぺい率／60％●容積率／200％●施設・整備／東北電力、CATV、集合プロパンガス、上下水道完備、区画整理地内公園4カ所●交通／県交通「迎畑」バス停徒歩7分●学校／姉妹小学校まで2.5キロ・水沢南中学校まで2.5キロ

ニューアスティまえざわ



価格：559～925万円（全11区画）
 最多価格帯：700万円台（5区画）

●所在地／前沢区あすか通1～4丁目●用途区域／第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域●地目／宅地●建ぺい率／60％●容積率／200％●施設・整備／東北電力、戸別プロパンガス、上下水道完備（別途下水道受益者負担金あり）、公園2カ所、集会施設2カ所●交通／JR東北本線前沢駅徒歩5分●学校／前沢小学校まで1.5キロ・前沢中学校まで1.5キロ

鶴田エクセルガーデン



価格：521～672万円（全12区画）
 最多価格帯：500万円台（10区画）

●所在地／胆沢区南都田字鶴田●用途区域／都市計画区域外●地目／宅地●建ぺい率／70％●容積率／200％●施設・整備／東北電力、戸別プロパンガス、上水道・集中浄化槽による水洗完備●交通／県交通「板谷」バス停徒歩7分●学校／南都田小学校まで2.4キロ・南都田中学校まで2.4キロ

パークヒル向山



価格：312～366万円（全6区画）

●所在地／江刺区岩谷堂字向山●用途区域／第一種低層住居専用地域●地目／宅地●建ぺい率／40％●容積率／80％●施設・整備／東北電力、戸別プロパンガス、上下水道完備（ただし、経年劣化による給水栓の修繕が必要な場合あり）●交通／市営「向山団地」バス停徒歩3分●学校／岩谷堂小学校まで2.2キロ・江刺第一中学校まで2.1キロ



20代・30代の 期日前投票立会人を募集します

12月16日は、第46回衆議院議員総選挙および第22回最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。市選挙管理委員会では、それに伴う「期日前投票立会人」を募集しています。応募は登録制です。期日前投票は、選挙の当日に用務などで投票できない場合に市内の指定された場所で投票できる制度です。

■期間

12月5日(木)から15日(土)までの11日間

■時間

午前8時半から午後8時まで

■場所

水沢メイプル地下、市役所本庁および各総合支所内の期日前投票所（計6カ所）

■対象

市の選挙人名簿に登録されている40歳未満の市民

■業務内容

公正・適正に投票が行われているか見守ることなど

■報酬

日額9,500円（所得税として1,600円を源泉徴収）

■申し込み方法

「期日前投票立会人希望」と明記の上、次の①～⑤の事項を記入して、封書、はがき、ファクス、または電子メールにより申し込む

①氏名②住所③生年月日④電話番号⑤加入・加盟している政党名（ない場合は無所属と記入）

■その他

登録した人の都合に合わせて日時・場所を設定します

■問い合わせ・申込先

市選挙管理委員会事務局（内線420）

〒023-8501 ※住所記載不要、FAX 2533

✉ senkan1@city.oshu.iwate.jp

遠距離給水装置工事補助金の 申請を受け付けています

市水道部では、本管（市の配水管）との距離が離れている世帯を対象に、予算の範囲内で給水工事に必要な経費の一部を補助金として交付しています。補助金の交付には、条件があります。詳しくはお問い合わせください。

■補助対象となる給水工事

○本管から分岐する配水管の、宅地内1㍍までの総延長が50㍍以上の工事であること

○工事申込者が自ら使用する居住用住宅の工事であること（店舗併用住宅を含む）

※開発行為に伴う新設工事や、業務用の建築物または、共同住宅、貸家などの建築に伴うものは対象外

■補助金額

別表の基本額に、基準延長距離を10㍍（端数切捨て）を超えるごとに5万円を加算した額で、限度額以内

【例】総延長が60㍍の工事（1件）

基本額25万円＋5万円（10㍍分加算額）＝30万円

■その他

共同で給水装置工事を行う場合、同時に申請する件数（受益者の人数）によって基本額が変わります

<別表>

件数※	基準延長	基本額	限度額
1件	50メートル	25万円	50万円
2件		20万円	75万円
3件		15万円	70万円
4件		10万円	65万円
5件以上		5万円	60万円

※件数＝遠距離給水装置工事において、設置する水道メーターの個数および水道メーターを設置しない場合の給水管末端の止水栓の合計数

■問い合わせ 市水道部工務課給水係（☎4905）